

2023年 10月 26日

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部

執行委員長 北 村 淳

(押印略)

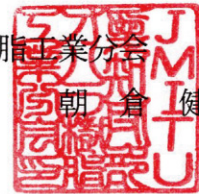
JMITU愛知支部

執行委員長 平 田 英 友

(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会

分会 長 朝 倉 健 次



監視カメラについて（6）

「業務Gr. ■■■■■」氏名による、本年10月20日付「貴組合『監視カメラについて（4）』『監視カメラについて（5）』等につきまして」（以下「監視カメラ等」と言う）及び、同日付「貴組合掲示物について（2）」（以下「組合掲示物」と言う）と題する書面を拝受致しました。■■■■氏及び貴社に対し嚴重に抗議申し上げると共に、当労組要求に叶った誠実なご回答及び、上記要求書に基づく団体交渉開催を再度強く要求致します。

記

- 1 上記書面も、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務Gr. 部長■■■■■」氏名で当労組に届いております。当労組は、「業務Gr. 部長■■■■■」氏の回答ではなく貴社代表者による、会社としての責任ある誠実なご回答を繰り返し求めているところ、貴社は一向に改めようとされません。不誠実極まりない対応であり、嚴重に抗議申し上げます。
- 2 上記「監視カメラ等」の第1～2段落では、当労組本年9月25日付「監視カメラについて（4）」を含む6通の当労組書面を羅列した上で、「当社本件10月9日付『監視カメラ撤去要求書（3）』につきまして』で申し上げているとおりです。」と述べ

ておられますが、この書面に対し、当労組本年10月13日付「監視カメラについて（5）」を尾原社長宛送付し、「業務Gr.」にも送っているものであり、■■■■氏の「申し上げているとおりです。」は「監視カメラについて（5）」に対する答えにもなっていません。こんな答えしかできない■■■■氏は、当労組宛にさも尤もらしく「的外れ」な文言を並べ立てるのではなく、素直に団交に応じられるよう、重ねて要求するものであります。

貴社は、2021年4月29日以降に設置した「監視カメラ」に対し、当労組が繰り返し、撤去要求や、回答・団交を求めてもまともに応じず、はぐらかしや、引き延ばし、回答・団交拒否を続ける一方で、カメラの増設や、更新、サーバーの設置、回線工事等異常な拡張を進めておられますが、資金とエネルギーの投入先が労働条件改善ではなく従業員いじめばかりに注がれているとしか思えません。当労組が、「監視カメラ」、「プライバシーの侵害」と唱えるその根拠は、精神的被害を被っている各職場従業員からの切実な訴えを受けて主張しているものであり、■■■■氏の曖昧な「理由」などで「監視」の正当化が許される筈（はず）がありません。強く抗議申し上げます。

また、同第2段落では、「『監視カメラ』という煽情的な用語を使うことはお控えください。」と述べておられますが、監視カメラ乱設という狂気じみた異常行動こそ改められるべきであり、「監視カメラ」という言葉に「煽情的」などと異常反応を示す■■■■氏にこそ、冷静なご判断を求めるものであります。

- 3 上記「監視カメラ等」の第3段落では「その内容は、団交場所につき『当社本社3階食堂』、時間制限なし、参加人数の制限なし、傍聴参加あり、議題は『①貴社設置の監視カメラについて②未解決の懸案事項』とのものです。」と述べておられますが、当労組「監視カメラについて（5）」のどこに「時間制限なし」、「参加人数の制限なし」、「傍聴参加あり」と記載されていると仰るのでしょうか。■■■■氏におかれては、当労組に対応されることは無理なようであり、重ねて尾原社長に会社を代表して対応下さるよう求めるものであります。

また同段落では「いずれも、当社が承諾しえないことは、貴組合において熟知しておられるはずの条件、議題です。真に団交を望まれるのであれば、適切な申入れをしてください。」とも述べておられますが、この下りに至っては最早、■■■■氏には全く対応能力がないことを余りにも明確に表しておられます。

当労組は、貴社が一方的な難癖を構えて団交拒否を繰り返していることは、当然「熟知」しています。しかし、貴社のこうした対応を許していないことは、労働委員会等で争っている事実だけを見ても明らかであり、■■■■氏の余りにも独善で一方的な言い掛かりであります。このような人物に、当労組との窓口だけでさえ務まらないことは自明と

言わなければなりません。

- 4 上記「組合掲示物」で■■■■氏は「掲示物の撤去」を繰り返されていますが、その口実は「事実と相違してい」る事のようにです。しかし貴社は、監視カメラについて日々といっても良いほど変化させているため、ある瞬間を捉えて「事実と相違」などと言い掛かりを付けるのは、大人気ないと申し上げておきます。

上記「言い掛かり」で、当労組掲示板への干渉が許されるはずのないことも弁えない■■■■氏は、益々当労組への「対応能力」欠如を指摘しなければならず、尾原社長におかれては、このような人物にメッセンジャーすら務めさせることを、直ちにやめられるよう強く要求致します。

- 5 当労組と致しましては、上記1～4の要求に対するご回答を、本年10月31日（火）17時30分までに当労組分会宛為されると共に、同日までに全ての監視カメラを取り外されるよう、重ねて強く要求致します。

- 6 また、団体交渉開催なくして問題解決は到底不可能であると考えてところ、下記日程にて開催されるよう再度強く要求致します。

（1）開催希望日

第一希望日：2023年11月7日（火）

第二希望日：2023年11月8日（水）

第三希望日：2023年11月9日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人員：地本、支部合計3名及び分会役員

傍聴参加：当労組分会組合事務所または貴社本社3階会議室で待機

（2）議題

①貴社設置の監視カメラについて

②未解決の懸案事項

- 7 繰り返しになりますが、開催条件の公平性を考慮し、当労組及び貴社の開催条件を交互に実施することを要求致します。尚、2020年9月8日及び同年9月23日、同年12月21日、2022年9月2日、同年12月27日の団体交渉は貴社開催条件で実施されている為、次回の団体交渉については当労組提案の開催条件で実施することは、当然との考えから、上記要求致します。

以 上